

令和7年第6回6月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和7年6月5日(木) 午後2時00分から午後2時38分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、34人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義
 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹
 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 34人
5. 欠席委員 3. 高橋 敦樹 20. 成田 金春 計2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第37号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第38号 競売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次長：村田龍治 主幹：吉村 翔

主査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第6回(6月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

田植えが終わり一安心かなと思いますが、りんご、メロン、スイカ、野菜等の農家

さんはこれから忙しくなるかと思しますので、体調には十分注意し作業を進めて貰えればと思います。それで、先月28、29日に全国農業委員会会長大会がありまして28日に佐原先生、29日に岡田先生に要望書を提出し、実現されるようお願いしてきたことを報告致します。

本日は6月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には34番 横山治彦委員、35番 神文敏委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第37号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第38号 競売買受適格者の証明について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況について」、「報告第11号 農地法第18条第6項の規定による
通知書の受理について」、以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）

それでは、1ページをお開き願います。報告第10号について説明致します。

「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況に
ついて。令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状
況について報告する」。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営
局長通知、並びに、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農業委員会の農地
利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させ
ていただきます。3ページをお開きください。最適化活動の実施状況の1 最適化活動
の成果目標（1）農地の集積の②目標の項目です。目標の集積面積13,109ha、
集積率91.7%に対して、③実績は、集積面積12,478ha、集積率87.9%で目
標を下回る結果となりました。点検結果として、認定農業者の死亡や離農により集積
面積が減少したため、離農者の農地を効率的に集積するため、出し手受け手の意向
把握の強化を図りたいと思います。

続きまして、8ページをお開きください。報告第11号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条
第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告す
る。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第11号は、8ページの番号91番から番号101番までの11件です。解約は
全て田で面積は合わせて142,128㎡となっております。解約の理由は全て合意によ
る解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につい
て」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、14ページをお開きください。議案第33号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第33号は、14ページの番号250番から33ページの番号284番までの35件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が4件で、面積は田が7,865㎡、畑が8,835㎡。「普通売買」の申請が1件で、畑が1,074㎡。「贈与」の申請が7件、全て畑で面積は11,761㎡。「賃貸借」の申請が17件、全て田で面積は210,192㎡。「賃借権の移転」の申請が1件で田が11,781㎡。「使用貸借」の申請が5件で、面積は田が157,715㎡、畑が9,308㎡となっております。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから12ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。補足説明になりますが、調査書の10ページ番号279番の賃借権の移転、これは4月総会でも1件あった申請です。賃借権の移転は転貸に当たりますが、農地法第3条第2項第5号の転貸禁止の例外として、農地所有適格法人の構成員が借りている農地をその法人に貸付する場合は認められています。279番の案件についてもこの例外に該当し、自分の会社に貸付するものです。

次に、売買価格について説明致します。14ページ、250番の畑は総額20万円、10a当たり6万1千円、251番の田は10a当たり53万円、252番の畑は、総額55万円、10a当たり9万9千円、15ページ、253番の田は総額90万円10a当たり46万8千円、254番の畑は総額60万円、10a当たり55万9千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結致します。これより、議案第33号を採決致します。おはかり致します。議案第33号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、19番 工藤しのぶ委員が関係している事案でございますので、

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(19番 工藤しのぶ委員が退席)

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第34号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは34ページをご覧ください。議案第34号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第34号は、番号908番と909番の2件です。2件とも「贈与」の申請で、面積は田が1,030㎡です。別添の農地法第3条調査書13ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結致します。

これより、議案第34号を採決致します。おはかり致します。議案第34号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

19番 工藤しのぶ委員、入室願います。

(19番 工藤しのぶ委員入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

35ページをお開きください。番号1番の説明の前に訂正をお願いします。変更申請者がアップルファミリー株式会社となっていますが、丸金丹代青果株式会社に住所が床舞緑野81番地に訂正をお願いします。

それでは、議案の説明にはいります。議案第35号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、つがる市長から下記のとおり依頼があったので意見を求める。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1番の農地の所在地は、森田町床舞の田3筆で面積が1,835㎡です。倉庫及び事務所の新築のため、農用地区域からの除外申請となっております。周辺は農地や宅地化にされており、農用地区域から除外しても問題ないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結致します。

これより、議案第35号を採決致します。

おはかり致します。議案第35号は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり承認する旨、つがる市長に回答致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

36ページをお開きください。議案第36号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

番号8番の農地の所在地は、木造館岡屏風山の畑1筆で面積が620㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。34番 横山治彦委員、報告をお願い致します。

（34番 横山治彦委員報告）

本日午前10時00分より、「5」番「三橋」委員と私「34」番「横山」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号8番の申請の場所は、館岡コミュニティ消防センターより西に約300mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第36号質疑を終結致します。

これより、議案第36号を採決致します。

議案第36号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第37号 農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは37ページをご覧ください。議案第37号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成の要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第37号の件数については、貸借が4件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。

番号1番、利用権を設定する農用地は、稲垣町沼館米橋の田、計1筆で、期間は7年です。賃借料は10aあたり150kg相当額となっております。受け手の決定理由

は経営移譲による借主の変更です。番号2番、利用権を設定する農用地は、稲垣町沼崎泉水の田、計3筆で、期間は3年です。賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は経営移譲による借主の変更です。番号3番、利用権を設定する農用地は、森田町上相野浪風の田、計2筆で、期間は10年です。賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は促進計画への切り替えです。番号4番、利用権を設定する農用地は、下車力町の田、計7筆で、期間は10年です。賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は促進計画への切り替えです。

以上、整理番号1番と2番については受け手変更による再配分の促進計画、3番と4番については一括方式による促進計画となります。3番と4番についてですが、令和7年4月の総会で農用地利用集積計画として審議されたものです。しかし、法改正により本来であれば今回のように促進計画として議案にかけなければいけなかったと県構造政策課から指導され、集積計画を取下げし、この度促進計画として改めて申請するものであります。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により7月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結致します。

これより、議案第37号を採決致します。おはかり致します。議案第37号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第38号 競売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

39ページをお開きください。議案第38号について説明致します。

「競売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を

提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。
令和7年6月5日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は令和7年4月24日付けで青森地方裁判所が公告した競売に係る農地の買受適格者の証明願です。入札期間は6月10日午前8時30分から6月17日午後5時までで、開札日時は6月19日午前10時です。売却決定日時は7月9日午前9時50分となっております。番号1番の願出人は別添の農地法第3条調査書14ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結致します。

これより、議案第38号を採決致します。おはかり致します。議案第38号は、原案のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（中野事務局長）

- | | | |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和7年7月8日(火) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |
| 2) 日 時 | 令和7年8月7日(木) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |

2. 事務連絡

- 1) 令和7年度西・つがる地区農業委員会大会について（工藤会計年度任用職員）
- 2) 令和7年度 農業者年金加入推進活動計画の策定について（竹内副参事）
- 3) 農地パトロール(利用状況調査)のお願いについて（吉田主査）
- 4) 農用地のあっせんをお願いについて（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和7年第6回（6月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。